



令和元年度 全国労働衛生週間

本週間 / 10月1日～10月7日

≪ 準備期間 / 9月1日～9月30日 ≫



「ラベルでアクション」

GHS マーク(絵表示)があったら、
SDS の確認、リスクアセスメントの実施

≪スローガン≫

健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場

このスローガンは、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることを目的としています。

第13次労働災害防止推進計画の目標 ≪労働衛生関係≫

- メンタルヘルス対策重点4項目に取り組んでいる事業場(規模30人以上50人未満)の割合を **80%以上**
- ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場(規模50人以上)の割合を **60%以上**
- 化学物質のリスクアセスメント等を実施している事業場(規模10人以上の製造業)の割合を **80%以上**

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で70回目を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康保持増進等に大きな役割を果たしてきたところです。

本県における業務上疾病による被災者数は、前年から減少し106人となりましたが、今なお多くの方が罹患されております。一方、定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は平成24年から増加を続け、平成30年は54.8%に上っています。また、厚生労働省「人口動態統計」では、本県の平成30年の自殺者数は204人で平成29年よりも5人増加し、自殺率が19.0%(全国7位)と依然として高いこと等から、事業場の規模に関わらず、ストレスチェックの実施、職場環境の改善など職場におけるメンタルヘルス対策の取組は重要な課題となっています。

労働力の高齢化が進む中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面はさらに増え、支援の方法や医療機関との連携に悩むことが予想されます。

安衛法の一部改正により、平成27年6月から職場における受動喫煙対策が努力義務とされ、平成30年7月には望まない受動喫煙を防止するための改正健康増進法が成立し、職場においてより一層の受動喫煙対策が求められております。

このような背景を踏まえ、令和元年度の全国労働衛生週間は「健康づくりは人づくり みんなでつくる 健康職場」をスローガンに、9月1日から9月30日までを準備期間として、10月1日から10月7日までを本週間として実施されます。この全国労働衛生週間を契機として、それぞれの職場で労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図りましょう。

働き方改革関連法により2019年4月1日から「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されました。

Point 1 労働時間の状況の把握
タイムカードによる記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、労働時間の状況を把握しなければなりません。

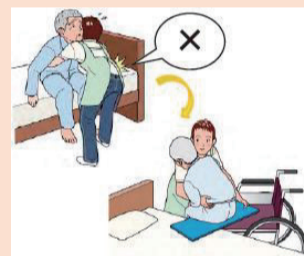
Point 2 労働者への労働時間に関する情報の通知
時間外・休日労働時間の算定を行ったときは、当該超えた時間が一月当たり80時間を超えた労働者に対して、速やかに超えた時間に関する情報を通知しなければなりません。

Point 3 医師による面接指導の対象となる労働者の要件
時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められるものに拡大しました。

◇ 事業場が準備期間中に実施する事項 ◇

- 1 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- 2 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- 3 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- 4 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- 5 受動喫煙対策に関する事項
- 6 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- 7 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- 8 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底
- 9 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化
- 10 作業環境管理の推進
- 11 作業管理の推進
- 12 健康管理の推進
- 13 労働衛生教育の推進
- 14 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- 15 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- 16 職場における感染症(ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する理解と取組の促進
- 17 粉じん障害防止対策の徹底
- 18 電離放射線障害防止対策の徹底
- 19 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- 20 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- 21 情報機器作業(旧VDT作業)における労働衛生管理のためのガイドラインによる情報機器作業における労働衛生管理対策の推進
- 22 酸素欠乏症等の防止対策の推進
- 23 自然災害に関連する労働衛生対策の推進

重点事項



STOP! 熱中症
クールワークキャンペーン
4月 準備期間
5~6,8~9月 キャンペーン期間
7月 重点期間

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン 検索

◇ 事業場が全国労働衛生週間中に実施する事項 ◇

- 1 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 5 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施



主唱 宮崎労働局
宮崎労働基準監督署
延岡労働基準監督署
都城労働基準監督署
日南労働基準監督署

協賛 (公社)宮崎労働基準協会
建設業労働災害防止協会宮崎県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部
(公社)建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部
宮崎産業保健総合支援センター

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です。

・健康診断
・健康診断後の事後措置
・健康診断の記録、保管
・保健指導
などを実施し、健康管理を推進しましょう!



宮崎県産業安全衛生大会

とき 令和元年11月13日(水)13時30分～
ところ 宮崎市佐土原総合文化センター

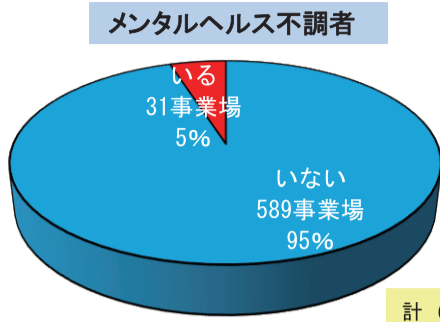
全国産業安全衛生大会

とき 令和元年10月23日(水)～25日(金)
ところ 京都府京都市(みやこめっせほか)

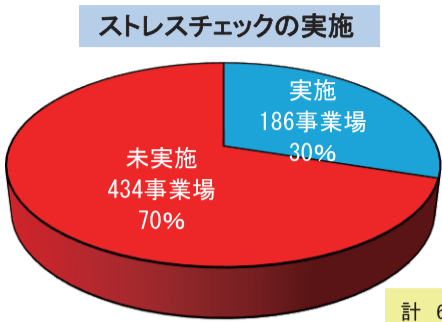
宮崎県内におけるストレスチェックの実施状況等

(詳細は宮崎労働局ホームページに掲載)

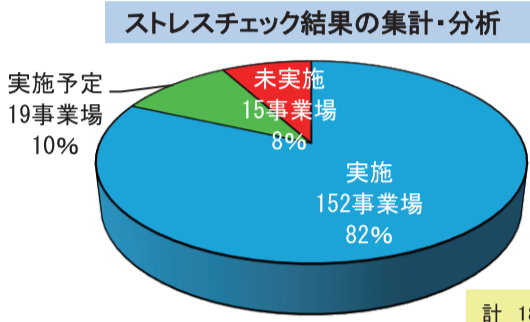
宮崎労働局では、メンタルヘルス対策の取組状況を把握するため、平成31年3月に、県内の労働者30人以上、50人未満の864事業場に対し、「メンタルヘルス対策に関する自主点検票」による通信調査を行ったところ620事業場から回答があり分析を実施した。(回答率72%)



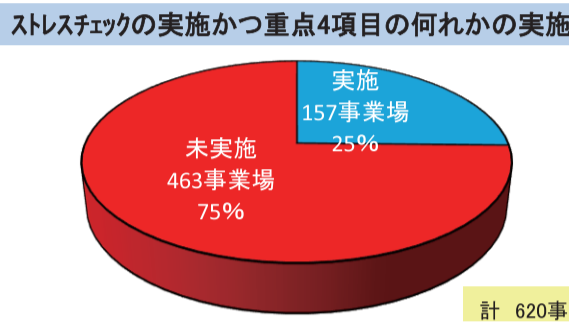
過去1年間において、メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した又は退職した労働者がいる事業場は、31事業場(5%)であった。



30%の事業場がストレスチェックを実施している。
 ※労働者50名未満の事業場に関してストレスチェックの実施は安全衛生法上、努力義務です。



ストレスチェックを実施した186事業場のうち、集計、分析を実施又は実施予定事業場は、171事業場(92%)であった。



ストレスチェックを実施し、メンタルヘルス対策重点4項目(事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任、管理監督者への教育研修、労働者への教育研修、心の健康づくり計画の策定)の何れかを実施している事業場は157事業場(25%)であった。

第三次宮崎労働局メンタルヘルス対策推進計画を策定

計画の期間

2018年度 から 2022年度 までの 5か年

計画の目標

- ◆ストレスチェックを実施しメンタルヘルス対策重点4項目(事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任、管理監督者への教育研修、労働者への教育研修、心の健康づくり計画の策定)のうち、何れかに取り組んでいる事業場(規模30人以上、50人未満)の割合を80%以上とする。
- ◆ストレスチェック結果を分析し、その結果を活用した事業場(規模50人以上)の割合を60%以上とする。

現状と課題

- 第二次宮崎労働局メンタルヘルス対策推進計画(平成27~29年度)に基づく対策推進の結果、労働者数50人以上の事業場(県内約1,000事業場)では、ストレスチェックを実施した事業場の割合は92.8%でしたが、ストレスチェックを実施しメンタルヘルス対策(4項目何れか)に取り組む事業場の割合は80.4%でした。また、ストレスチェックを実施した事業場でストレスチェックの結果を集計・分析した事業場の割合は84%でした。
- 今後の課題として、心身の健康保持増進を図るために、労働者50人以上の事業場では、ストレスチェックの結果を集計・分析し、職場環境改善等に活用することが求められます。
- また、事業場規模50人未満の事業場では、努力義務であるストレスチェックの実施を含めたメンタルヘルス対策の促進が求められます。

ストレスチェック制度導入のためのサポート

ストレスチェック制度サポートダイヤル

電話番号: 全国統一ナビダイヤル
0570-031050
※通話料金が掛かります。
開設時間: 平日10時~17時

個別訪問支援

メンタルヘルス対策の専門家が、直接事務所を訪問し、ストレスチェック制度導入について、各事業場の状況にあった具体的なアドバイスをします。

ストレスチェック制度実施のための研修

宮崎産業保健総合支援センターで、①産業医等の実施者向け、②制度担当者向け、③事業者向け、の3種類の研修を随時開催しています。

お問合せ先
宮崎産業保健総合支援センター
TEL 0985-62-2511

厚生労働省ホームページ
《こころの耳》
<http://kokoro.mhlw.go.jp>

宮崎労働局ホームページ
ストレスチェック制度に関する情報サイト
https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/_120283.html

ストレスチェック実施促進のための助成金

(労働者数50人未満の事業場が対象)

- ストレスチェック(年1回)を実施
1労働者につき500円を上限
- ストレスチェック実施後の医師による面接指導等に対する助成
1事業場あたり産業医1回の活動につき21,500円を上限(年3回まで)

職場環境改善計画助成金

(労働者数の制限なし)

- ストレスチェック実施後の集団分析結果を専門家の指導に基づき職場環境改善計画を作成・実施した場合に負担した指導費用を支給
1事業場当たり10万円を上限に、将来にわたって1回
- 建設業の元方事業者がストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえた職場環境改善計画を作成・実施した場合に、負担した機器・設備購入(リースやレンタルを含む。)費用を支給
1建設現場当たり5万円が上限。ただし、リース等の場合は、費用の実費

心の健康づくり計画助成金

(労働者数の制限なし)

メンタルヘルス対策促進員の助言・支援(訪問3回まで)を受け、心の健康づくり計画を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合に支給
(一律10万円 一企業につき将来にわたって1回)

お問合せ先
独立行政法人 労働者健康安全機構
TEL 0570-78-3046

産業保健活動総合支援事業

宮崎産業保健総合支援センターのサービス内容

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

- ☆ 産業保健関係者に対する専門的研修等
- ☆ 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- ☆ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- ☆ 治療と仕事の両立支援
- ☆ 産業保健に関する情報提供・広報啓発
- ☆ 事業者・労働者に対する啓発セミナー
- ☆ 測定機器の貸出



始まっています。
「治療と仕事の両立支援」

宮崎産業保健総合支援センター
宮崎市広島1-18-7 大同生命宮崎ビル6F
TEL 0985-62-2511

地域産業保健センターのサービス内容 (労働者50名未満の事業場を対象)

- ☆ 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談
- ☆ 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- ☆ 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- ☆ 個別訪問指導による産業保健指導の実施



宮崎県中部地域産業保健センター
宮崎市大坪西1-2-3(宮崎市郡医師会内)
TEL 0985-50-8330

宮崎県北地域産業保健センター
延岡市出北6丁目1621(延岡市医師会内)
TEL 0982-26-6901

宮崎県都城・西諸地域産業保健センター
都城市姫城町9-3(都城市北諸郡医師会内)
TEL 0986-22-0754

宮崎県南那珂地域産業保健センター
日南市上平野町1-1-17(南那珂医師会内)
TEL 0987-23-2951

建築物等の解体、破砕等の作業を行う場合、石綿等の有無の調査が必要です!

石綿等による労働者の健康を防止するため、建築物等の解体、破砕等の作業を行う場合に予め建築物等に石綿等が使用されているか調査し、その結果を記録し、見やすい箇所に掲示する必要があります。(※建築物等に石綿等が含有しているとみなす場合を除く。)

石綿等が使用されている場合、石綿建材の種類により石綿ばく露防止対策を講じてください。

石綿予防規則など関係法令、技術指針(厚生労働省ホームページ)

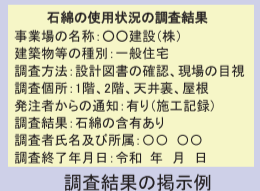
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyou/ryuujikou/index_00001.html



事前調査



調査結果の記録



調査結果の掲示例

職場における受動喫煙防止対策

安全衛生法では、受動喫煙を防止するため、事業者は、実情に応じて適切な措置を講じるよう努めることを義務付けています。また、平成30年7月に受動喫煙対策を強化する健康増進法が改正され、今年1月より順次施行されています。両法律に規定された事項を含め、事業者が実施すべき事項を一体的に示し、受動喫煙防止対策の推進を図るため、「職場における受動喫煙防止対策のガイドライン」が令和元年7月に策定されました。

本ガイドラインは、下記の対策、支援制度で構成されています。

1. 組織的対策

- ・衛生委員会等で事業場の実情を把握し、適切な措置を決定すること。
- ・受動喫煙防止対策を推進するための計画を策定すること。
- ・事業場の規模等に応じ、担当部署、担当者を指定し、受動喫煙防止対策に係る相談対応、問題のある職場へ改善のための指導等を行わせること。
- ・産業医の職場巡回に当たり、受動喫煙防止対策の実施状況に留意すること。
- ・施設内に喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室などの場所を定めるとき、当該場所の出入口、施設の主たる出入口に標識を掲示すること。
- ・労働者に受動喫煙による健康への影響、防止措置等を教育すること。
- ・労働者の募集等に当たり、就業場所の受動喫煙防止措置事項を明示すること。

2. 喫煙可能な場所における作業に関する措置

- ・喫煙専用室等に20歳未満の労働者を立ち入らせて業務を行わせるはならない。
- ・健康増進法で適用除外となっている宿泊施設の客室等、喫煙可能な場所に20歳未満の労働者が立ち入らないよう措置を講じること。
- ・20歳以上の労働者について、望まない受動喫煙防止のため、勤務シフト、勤務フロア、喫煙専用室等の清掃、業務車両内での喫煙等に配慮すること。

3. 各種施設における受動喫煙防止対策

第一種施設

多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎など

第二種施設

多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設。(事務所、工場、飲食店など)

喫煙目的施設

公衆喫煙所、喫煙を主たる目的とするバー、スナック等、店内で喫煙可能なたばこ販売店

既存特定飲食提供施設

原則敷地内禁煙
特定屋外喫煙場所を除く

原則屋内禁煙
喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室を除く

施設内で喫煙可

施設内で喫煙可

4. 支援制度(助成金)

◎助成内容
喫煙室等の工費等 助成率1/2
上限額100万円
ただし、飲食店は助成率2/3
※助成対象となる基準を満たす必要あり、助成金に限りがあるため、早めの相談を
お問い合わせ先
宮崎労働局健康安全課
TEL 0985-38-8835



職場における受動喫煙防止ガイドライン、受動喫煙防止対策助成金(厚生労働省ホームページ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html